

信用保証委託約款条項

申込人は、株式会社八十二長野銀行（以下「銀行」という。）との間の「教育ローン新卒業プラン取引約定書」によるローン取引（以下「このローン」という。）にあたり、次の各条項を承認のうえ、申込人が銀行に対して負担する債務について連帯保証することを長野カード株式会社（以下「貴社」という。）に委託します。

第1条（保証の範囲）

- 1 このローンの保証の範囲は、銀国に別途差し入れた金銭消費貸借契約証書または当座貸越契約にもとづき申込人が銀行に対して負担する借入元本、借入利息、損害金、その他一切の債務の全額とします。
- 2 申込人が貴社の保証により銀行から借入をしたときは、貴社所定の料率による保証料を支払います。保証料の計算ならびにその支払方法は貴社の定めるところによります。なお、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、貴社は保証料率を一般に行われる程度のものに変更することができます。
- 3 このローン取引による債務については、その支払期日の前日までに支払資金を銀行に預託するなど、債務の支払期日には申込人がその債務を履行し、貴社には一切負担をかけません。

第2条（保証の成立）

このローンの保証は貴社が認め、私が銀行とこのローン取引を開始したときに成立することに同意します。

第3条（担保の提供）

申込人の資力ならびに信用等の著しい変動が生じたときは、貴社は代位弁済前であっても通知勧告をせず、何ら担保の提供をすることなく申込人に対し、直ちに借入金債務に相当する金額を求償することができますものとし、申込人は直ちにこれを支払うものとします。

ただし、申込人が既に借入金債務の一部を弁済しているときは、その弁済額を求償額から控除するものとします。

- ①差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到着したとき、民事再生、破産等の手続の当事者になったとき、または任意整理清算の手続きに入ったとき
- ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③相続の開始があったとき。死亡したとき
- ④担保物件が滅失したとき
- ⑤銀行・貴社に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- ⑥銀行・貴社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
- ⑦銀行との間に締結した教育ローン「新卒業プラン」契約規定またはこの契約の一つにでも違反したとき
- ⑧貴社に対する住所変更の届出を怠る等申込人の責めに帰すべき事由によって貴社において申込人の所在が不明となったとき

9 虚偽の申告が判明したとき

⑩その他、債務保全のため必要と認められたとき

2 貴社が前項により求償権を行使する場合には、民法第 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第 5 条（代位弁済）

1 申込人が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、またはその他銀行に対する債務の期限の利益を喪失したため、貴社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、申込人に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等については、銀行・貴社間の約定に基づいて弁済することに同意します。

2 貴社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使については、申込人が銀行との間で締結した契約のほか、この契約の各条項が適用されることに同意します。

第 6 条（求償権の範囲）

貴社が第 4 条の弁済をしたときは、申込人は、貴社に対し、その弁済額、弁済に要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済日までの年 14.6%（年 365 日の日割計算）の割合による遅延損害金ならびに求償権の行使に要した費用その他一切の損害金を支払います。

第 7 条（弁済の充当順序）

申込人の弁済額が、この契約から生じる貴社に対する債務の金額を消滅させるに足りないときは、貴社が適当と認める順序・方法により充当できます。なお、申込人に対する複数の債務があるときも同様とします。

第 8 条（調査・報告）

1 申込人の名称、職業、住所、居住等の事項について変更があったときは、直ちに貴社に対して書面によって通知をし、貴社の指示に従います。

2 財産・経営等について貴社から請求があったときは、直ちに貴社に対して報告し、貴社の指示に従います。

3 貴社が申込人について、その財産、収入、債務、信用等を調査しても何ら意義ありません。また、調査に必要な便益を提供します。

第 9 条（公正証書の作成）

申込人は、貴社から請求があったときは直ちに強制執行認諾条項付の公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

このために要した費用については、貴社の指定する金額を申込人が負担します。

第 10 条（個人信用情報機関への登録）

1 個人情報利用の同意

貴社がローン審査を行うに際して、日本クレジットカード協会加盟のクレジットカード会社、貴社が加盟する個人信用情報機関、および当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関に会員および申込人の個人信用情報が登録されている場合には、貴社がこれを利用することに同意します。

2 個人情報登録の同意

ローン契約により発生した客観的な取引事実に基づく個人信用情報および申込の事実を、日本クレジットカード協会加盟のクレジットカード会社、貴社が加盟する個人信用情報機関に 5 年間を超えない期間登録され、当該日本クレジットカード協会加盟のクレジットカード会社、当該個人信用情報機関

の加盟会員および当該個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために情報を利用することを同意します。

第11条（借入約定）

申込人は、貴社の保証により銀行と取引することについては、この契約のほか、申込人と銀行の間で締結した「教育ローン新卒業プラン契約規定」の各条項に従います。

第12条（合意管轄）

この契約に関し紛争を生じたときは、訴額の如何にかかわらず、申込人は、貴社の本支店所在地の裁判所と専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第13条（契約の変更）

- 1 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この契約または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法584条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 2 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。この契約の内容を変更する場合、銀行は変更内容及び変更日を借主に通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容にしたがいカードローン取引を行うものとします。

以上